

- 一、 前午後各十五分短の休憩時間を與ふること
- 一、 午前五時より一分一厘午後九時より一分三厘の残業増を加給すること
- 一、 四大節は公休とし日給金額の支給を同等的に算塊すること
- 一、 本年六月に取高一割五分迄を勤怠、技術、能率に應じ至従業員に昇給すること
- 一、 給料は原則として月末に支給するも已むを得ず越月するも五日を出す一日も逃かぬ支給すること
- 一、 職工職夫の解雇職の都合は勤続一年以上は日給の二十日分一年を増す毎に十日分を加給し月の端数は一日に付日給十分分を加給すること
- 一、 従業員は即時健康保険の被保険者たる資格を附與する

- 一、 健康保険給付金滞延し越月する場合は工場主に於て立替すること
 - 一、 工場内に食室及更衣室を設置すること
 - 一、 臨時雇職役夫の名稱を廢止すること
 - 一、 従業員各自に勤怠表交付すること
 - 一、 本件に關し絶対に犠牲者を出さぬこと
- 右の如きは皆名古屋社戸加工作所代議者林榮敏氏の寛大にして感服ある交渉の結果和定めたるものにして爲念當學問に於て覺悟として交換するものなり

附 記

石の飯塚中職工職夫の解雇職手當は會社に對し小都合の行為ありたるもの及爾後八ヶ月以内に退職するものに對して